

お知らせ

**平成23年
中小企業団体千葉県新春交流会
お待ちしております**

本会では、平成23年の新春を迎えるにあたり、中小企業組合活動に多大な御功績を挙げられた方々を表彰申し上げますとともに、新年に対する抱負等をご歓談いただき、会員並びに関係各位との相互交流を深めていただくために標記交流会を開催致します。

来年1月7日は、県内のすべて会員組合様及び中小企業団体の関係者の方々に多数お集まりいただき、会員各位の有機的な情報交換による人的ネットワークの組成と自己存在感の高まりをフォローするとともに、「中小企業組合活動ここにあり」という存在感を内外に発信する機会にしたいと存じます。

当日は、オール千葉県中央会で皆様のご参加を心よりお待ちしております。

【開催日時】平成23年1月7日(金) 14時30分～17時15分
 【開催場所】▽ホテルグリーンインタワー 千葉 3階「シンフォニア」(千葉市中央区問屋町1の45)
 【参加費】▽お一人5千円
 ◎中小企業団体千葉県新春交流会

に)についてのお問合せは本会総務部 (TEL043-3063281)まで。

**事業主のみさまへ
労働保険の成立手続は
お済みですか**

労働者を一人でも雇用していれば労働保険に加入する必要があります。

◎労働保険とは▽労災保険と雇用保険とを総称した言葉で、政府が管掌する強制保険制度です。労働者を一人でも雇用していれば、加入手続を行わなければなりません。

◎労災保険とは▽労働者の方が業務中や通勤途上に事故にあった場合に、必要な保険給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を保護し、併せて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。

【加入を怠っていた期間に労働災害が発生した場合】▽事業主が「故意」または「重大な過失」により、労働保険関係成立届(労働保険への加入届)を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合、事業主から①～②を徴収することになります。

①最大2年間遡った労働保険料及び追徴金(10%)
 ②以下により、労災保険給付額の

100%又は40%

(1) 労働保険の加入手続について労働局職員等から加入勧奨・指導を受けていた場合

↓事業主が「故意」に手続を行わなかったものと認定し、労災保険給付額の100%を徴収

(2) (1)以外で、労働保険の適用事業となつてから(労働者を雇用してから)1年を経過していた場合

↓事業主が「重大な過失」により手続を行わなかったものと認定し、労災保険給付額の40%を徴収

※なお、労災保険の加入後においても、

◇事業主が一般保険料を滞納している期間中に労働災害が発生した場合、労災保険給付額の最大40%
 ◇事業主が故意または重大過失により生じさせた事故が原因で労働災害が発生した場合、労災保険給付額の30%が事業主から徴収されます。

◎雇用保険とは▽労働者の方が失業した場合に、失業手当等を給付したり再就職を促進する事業を行うための保険制度です。新たに労働者を雇い入れた場合は、保険料の納付とは別に、その都度、事業所を管轄する公共職業安定所(ハロー

ワーク)に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。

※加入手続は、労働基準監督署及び公共職業安定所(ハローワーク)で行っております。まだ加入手続を行っていない事業主の方は、速やかに労働基準監督署又は公共職業安定所(ハローワーク)へご相談下さい。

▼労働保険の適用事業情報がインターネットで確認いただけます。

○平成22年12月から、事業主が労働保険の加入に必要な手続を行っていないかを、求職者や労働者の方々がインターネット上で検索できるようになります。

◎詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。(厚生労働省トップページ)▽「行政分野」内の「労働基準」▽「労働保険の適用徴収」▽労働保険に関する総合情報はこちら

**平成22年度低公害車普及促進
事業補助金(千葉市)**

千葉市では、大気汚染対策・地球温暖化対策として、平成22年度に天然ガス自動車やハイブリッド自動車等の低公害車を導入する事業者の方に対し、導入費用の一部を補助します。

◎補助対象事業の内容及び申請方法等の詳細は、千葉市環境局環境保全部環境保全推進課(TEL043-245-5190)までお問合せ下さい。

**第60回
NHK歳末たすけあい募金**

【期間】

▽平成22年12月1日～25日

募金は県内の障害者・児童・高齢者など、支援を必要とされる方のために役立てられます。例えば、来年の地デジ化対応に「大型テレビ」、寝たきりの方の「床ずれ防止マット」「車イス」など、一つでも多くの施設にお贈りしたいと存じますので、ご協力をお願い致します。

◎詳細は、(福)千葉県共同募金会(TEL048-245-1721)まで。

**中小企業に対するリースの
支払猶予について**

経済産業省は、リース会社に対して、リース料の支払猶予や契約期間延長等に関する要請を出しています。

◎お問合せは、(社)リース事業協会 リース相談専用ダイヤル(TEL03-3-2634-2801)まで。